

社会福祉法人 神戸市中央区社会福祉協議会
共同募金配分金事業 助成規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が赤い羽根募金運動共同募金配分事業を計画的に行うと共に、その透明性を確保し助成を適正に行うために、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定める。尚、歳末たすけあい運動に関する配分金事業に関しては、別に定める。

(助成対象団体)

第 2 条 助成の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する事業を行う施設・団体
- (2) 厚生保護事業法による更生保護事業を実施する団体
- (3) 自治会、婦人会等の地縁による団体
- (4) 社会福祉の連絡調整等を行う団体
- (5) ボランティア・民間非営利組織（NPO）団体
- (6) その他、本会が特に必要と認めた団体

2 法人格を有しない団体であっても、法人同様に規約があり運営体制などが整備され、独立、主体的運営がなされている場合は、助成の対象とする。

3 第 1 項第 1 号に定める団体への配分については、別に定める。

(助成対象外の団体)

第 3 条 助成を受けようとする団体が、次の各号のひとつに該当する時は、その対象外とする。

- (1) 団体の規約や活動の実績・内容及び財務の状況を整備、公表できない団体
- (2) 営利法人、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立した運営がなされていない団体
- (3) 過去 3 年以内に、本会の定める期間内に指定の様式に則った実績報告書の提出がなされなかった団体

(助成対象事業)

第 4 条 中央区内で実施される地域福祉の推進を目的とした次の各号に列記する事業を対象とする。

- (1) 高齢者の外出や仲間づくり、健康増進等に寄与する事業
- (2) 障害者の社会参加等に寄与する事業
- (3) 児童・青少年の健全育成等に寄与する事業
- (4) 生活困窮者等の日常生活を支援する事業
- (5) 第 2 条に規定した団体の事務費で本会が認めるもの。尚、同一内容による助成が 3 年以上継続した場合は、その継続の有無について本会が判断するものとする。
- (6) その他、地域福祉の増進を図る事業で本会が特に必要と認めた事業

(助成対象外の事業)

第5条 助成を受けようとする事業が、次の各号のひとつに該当する時は、助成の対象外とする。

- (1) 事業の名称のみの事業
- (2) 配分金以外の収入が期待でき、これによって実施できる事業
- (3) 国及び地方公共団体の責任に属す事業
- (4) 政治、宗教等の運動のための手段として行われる活動
- (5) 特定の個人的活動及びそれに類する事業
- (6) 営利を目的とする事業
- (7) 活動計画における関係者との間で事業実施にあたっての合意の見込みのない事業

(助成対象外の経費)

第6条 助成を受けようとする事業実施経費のうち、次の各号に該当する経費は対象外とする。

- (1) 人件費（受配団体の構成員に対する人件費）
- (2) 他者への寄付金、協賛金
- (3) 助成を受けようとする団体の会員の飲食及びアルコール飲料に関わる経費。但し、会議等での飲料の配布、屋外行事等で熱中症予防など健康管理を目的に配布される飲料等、本会が必要と認めるものは、対象とする。
- (4) 行事において、参加者等に配布する記念品等のうち単価1,000円を超える経費
- (5) 販売を目的とする商品やその原材料の購入経費
- (6) 全国大会や研修会への参加経費
- (7) 寄付者の共感を得ることができない経費
- (8) 助成した年度に支出できない経費

(助成事業の周知)

第7条 本会は助成を受け実施する事業について当該事業の内容について中央区共同募金委員会と共同して周知するものとする。

2 第1項に定めるほか、情報提供を図るために、本会及び中央区共同募金委員会、兵庫県共同募金会のホームページ及び機関紙に掲載して周知するものとする。

(助成申請)

第8条 助成を受けようとするものは、「申請書」と必要書類を本会が指定した期日までに本会に直接提出するものとする。

(助成要望の調査)

第9条 前条の「申請書」の内容について、確認等を行う必要性が生じたときは、本会が調査を行うことができる。

2 前項により調査が必要な場合は、受配要望書の提出者は、本会調査に協力するものとする。

(助成決定)

第10条 本会は、第8条による申請内容に基づき審査を行い、配分団体と配分内容及び配分額を決定し、各申請者（以下「受配者」という。）に通知する。

(助成金の決定の取り消し)

第11条 受配者が次の各号の一つに該当するときは、助成金の全部又は一部について取り消すものとする。

- (1) 事業の全部又は一部を実施しないもの
- (2) 事業結果が極めて不良と認められるもの
- (3) 助成申請に、事実と相違した申請をなしたもの
- (4) その他、本会において不相当とみとめたもの

(助成金の返還)

第12条 受配者は、前条の取り消しの決定を受けた場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その額を返還することとする。

(助成金の使途変更)

第13条 受配者が、やむを得ない事情により配分金の使途を変更する場合は、使途変更申請書を本会に提出し、承認を受けなければならない。

(事業報告)

第14条 受配者は、事業終了後30日以内に事業完了報告書を本会に提出しなければならない。

2 受配者は本会が第1項の使途について要請したときは、速やかにその内容を明らかにした報告書を提出しなければならない。

(受配内容の周知)

第15条 受配者は、事業チラシ、機関紙、団体ホームページ等、機会を捉えて、助成事業について周知し、共同募金運動の意識向上に協力するものとする。

(配分金の経理)

第16条 受配者は配分金の管理及び使途について所定の帳簿を備え、常に事業の状況及び経理の内容を明らかにしておかなければならない。

附 則

この規程は、平成27年9月3日から施行する。